○国土交通省告示第百六号

松山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　松山空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　松山空港内及びその周辺　愛媛県松山市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第五百九十七号及び平成十九年国土交通省告示第三百二十九号を参照。）
イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導案内灯の項光度の欄中「十カンデラ毎平方メートル」を「三十カンデラ毎平方メートル」に、「五十カンデラ毎平方メートル」を「百五十カンデラ毎平方メートル」に変更した。
ロ　七　航空灯火の利用上の特記事項中「及び過走帯灯」を「、過走帯灯及び誘導案内灯」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年三月七日

○国土交通省告示第百七号

那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　那覇空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　那覇空港内及びその周辺　沖縄県那覇市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十三万カンデラ」を「二万カンデラ」に、「四万カンデラ」を「三千六百カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年三月七日

○国土交通省告示第百八号

鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　鹿児島空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　鹿児島県霧島市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第二十八号を参照。）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年二月七日

○国土交通省告示第百九号

沖縄県から新石垣空港の飛行場灯火の供用開始期日について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
(2)(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
　　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新石垣空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　新石垣空港内　沖縄県石垣市
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万千カンデラ、航空緑実効光度三千百カンデラ	北緯二十四度二十三分三十一秒、東経百二十四度十四分五十三秒
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路04側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ	滑走路04側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路22側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
進入灯台	白熱電灯、航空白の閃光、毎分六十閃光	実効光度十一万カンデラ	滑走路22側末端から滑走路中心線の延長線上六百メートル及び九百メートルの位置
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路04側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千九百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	六千カンデラ	滑走路04側末端から九百メートルまでの滑走路上
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千四百カンデラ	過走帯の末端
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口